

感染拡大防止に向けた 市営自転車駐車場の定期利用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、感染拡大防止のため定期利用の有効期間を無料で1か月延長していましたが、同宣言が延長され、5月31日まで外出自粛が要請されていることを受けて、市営自転車駐車場の定期利用の有効期間を、無料でさらに1か月延長します。

1 対象となる方

市営自転車駐車場の定期利用者

2 今回の措置

有効期間の月をさらに1か月延長します。

例) 【4月】の1か月定期 ⇒ 6月末日まで定期利用可能
 【2～4月】の3か月定期 ⇒ 6月末日まで定期利用可能
 【3～5月】の3か月定期 ⇒ 7月末日まで定期利用可能
 【4～6月】の3か月定期 ⇒ 8月末日まで定期利用可能

3 必要な手続き

特にありません。

※有効期間の延長後も、定期利用の継続を希望する方は、延長後の月末に、各自転車駐車場で更新手続きをしてください。

有効期間の延長前			今回の措置（前回と併せて2か月延長）	
有効期間	継続更新期間		有効期間	継続更新期間
4月	4月20日から 4月30日まで ※日・祝除く	⇒	6月	6月20日から 6月30日まで ※日曜除く
5月	5月20日から 6月1日まで ※日曜除く	⇒	7月	7月20日から 7月31日まで ※日・祝除く
6月	6月20日から 6月30日まで ※日曜除く	⇒	8月	8月20日から 8月31日まで ※日曜除く

4 その他

○ 新規の定期利用の申込は、5月20日から6月1日まで(日曜を除く) 各自転車駐車場の管理事務所で受け付けます。

<駐輪場の定期利用に関するお問合わせ>

- ① 鶴見区、神奈川区、西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、泉区、栄区、瀬谷区の市営自転車駐車場
一般財団法人横浜市交通安全協会
電話番号：045-671-9708（受付時間：8:30～17:15（土日祝除く））
- ② 南区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区の市営自転車駐車場
横浜サイカパーキング株式会社 電話番号：0120-060-698（24時間受付）
- ③ 戸塚駅西口第十七自転車駐車場
株式会社ハリマビシステム 電話番号：045-862-3108（受付時間：6:30～20:00（日祝除く））

お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課長 酒井 博之 Tel 045-671-2775